

(陳受31第4号) 辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議について	
受理年月日	平成31年2月18日
陳情者	沖縄弁護士会 会長 天方 徹
陳 情 の 要 旨	
<p>政府は、米軍基地の普天間飛行場の代替用地として沖縄県北部の辺野古崎海域で、現在埋立て工事を行っています。</p> <p>自国の防衛は、国民合意の下で国が重点的に担う事項であり、国民が平和の恩恵を受ける対価として一定の負担を甘受しなければならないとしても、その負担は、全ての国民が等しく負うべきであり、合理的理由なく、特定の地域のそれも歴史的・文化的に際立った特徴を有する地域のわずかな数の国民に負わせるなどという不正義、不平等はあってはならないと考えます。</p> <p>また住民自らの意思に基づき地域の事項を決定するという日本国憲法の第92条の趣旨からすれば、二度の沖縄県知事選挙の結果に表れた辺野古新基地建設反対の民意は最大限尊重されなければならないと考えます。</p> <p>沖縄県知事が埋立承認の取り消しや撤回をし、また幾度となく上京し、説明などしても何ら顧みられることなく淡々と工事が進む状況に、沖縄県を除く日本国民の多くは、強い関心を示していないように見受けられます。</p> <p>以上のことから貴議会におかれまして、この問題について情報発信していただいたり、議会で決議いただくなどのご協力を頂戴することができれば、何よりも心強い限りです。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>	